

電力会社（10社）の託送料金認可申請に対する意見への見解（案）〈事業者回答分〉

平成 年 月 日

分類	意見内容	見解
<p>需要地近接性 評価割引につ いて</p>	<p>・今回の申請における近接性の考え方は「市区町村ごとに需要実績と発電実績を比較し、需要実績が発電実績を上回る地域で、かつ当社の供給エリアの平均より需要が密集している地域を近接性評価割引の対象地域として設定いたします」とあります。この考え方はこれまで述べた理由により合理性が見いだせないことから修正されるべきものと考えますが、仮に修正の時間がないとして抜本的な見直しを先送りすることがあるとすれば、現行近接性評価を受けている電源に対しては、係る抜本的な見直しが完了するまでは現行の近接性評価を継続する経過措置が適用されることが必須だと考えます。また、影響の大きい事項でありますので、修正の有無にかかわらず、認可申請内容については市区町村別の具体的な数値を別途公開した上で、詳細かつ納得性のある説明が必須だと思料致します。</p>	<p>・〈電力会社の回答になります〉 今回、近接性評価割引につきましては、新たな仕組みとして見直した上で託送供給等約款を申請させて頂きましたが、料金審査専門会合において議論いただいた内容を反映いたします。</p>
<p>その他</p>	<p>・代表契約者制度については、契約者間における金銭債務の連帯責任の義務が課されていることが、本制度が活用されない理由の一つとして示されているところ。（第4回電力システム改革専門委員会事務局提出資料P23）今回の申請約款では、『代表契約者の選任』において、「この約款に定める金銭債務（代表契約者に属するもの）といたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金また</p>	<p>・〈電力会社の回答になります〉 託送に係る契約を締結する際には、双方合意とするために協議を実施しており、代表契約締結においても同様に考え、連帯責任に関して双方の認識に齟齬がないことを確認するため「協議が整った場合」としてしております。従って、連帯責任に関して協議することで契約者からの申し出を一般送配電事業者が一方的に否定することはありません。</p>

は予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとしてすることができます。)の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます」となっているが、金銭債務の連帯責任を負わなくてよいケースは、代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合という条件付きとなっている。本制度をより活用しやすくするために、各契約者が希望する場合には、一般送配電事業者との協議に委ねることなく、契約者が金銭債務の連帯責任を負わなくてよいことを約款上明確に定めるべきである。

- ・ 発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備] の「ト. 当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。」と規定されているが、特例発電バランシンググループの太陽光・風力の発電電力量について一般送配電事業者が前々日の午後4時時点の気象予測に基づいて策定する場合には、予測精度が低くインバランス量が大きくなることが想定される。太陽光・風力のインバランス量を最小化するためには前々日ではなく前日の気象予測に基づき、発電電力量の設定を行い、契約者に通知すべきである。また、当該発電計画における予測誤差は、小売電気事業者より提出される発電計画等の誤差にも影響するため、結果的に一般送配電事業者によって必要以上の出力抑制が実施される懸念がある。

・ 35. 連帯責任 および 4. 代表契約者の選任について、35

- ・ <電力会社の回答になります> (電力広域的運営推進機関で系統利用者の意見集約が行われていると聞いておりますが) 気象予報会社から入手できる情報の時刻 (前々日の15時頃) および系統利用者の市場利用の利便性を勘案の上、申請どおり前々日の16時とすることが適当と考えます。

・ <電力会社の回答になります> 託送に係る契約を締結する

で複数契約者が連帯して責任を負う旨を規定しつつ、4で代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合には接続送電サービス料金臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については連帯責任とはならず当該供給地点の契約者に属することとすることができる旨が規定されているが、連帯責任としないこととできる条件が「協議が整った場合」であると、仮に小売電気事業者が当該扱いを希望した場合にも一般送配電事業者の裁量により当該扱いを受けられる場合と受けられない場合が発生することが懸念されるため、「協議が整った場合」ではなく「契約者が希望する場合には」とすべき。前項目に関連して、現行実務では連帯責任の規定を根拠に、代表契約者制度を活用する場合には、契約者全員が連名で1枚の契約書とすることを一般電気事業者から求められているが、当該規定により連帯責任としない場合には代表者契約制度を活用する場合であっても連名で1枚の契約書とすることは求めない旨を確認したい。

- ・系統連系技術要件の別冊の変更について、今回申請では250MW以上の発電機が系統連系する場合、周波数調整のための機能と必要な信号を送受信できる機能を具備することが追加されており、この要件は一般送配電事業者により小売事業者が確保した供給力である発電機を給電指令で直接出力調整できるオンライン調整電源に成りうると思います。今回申請の託送供給等約款においては、系統安定上必要な調整機能を有する発電設備で別途調整に関する契約を締結する設備を調整電源と定義しており、系統安定上必要な要件として、今回、東京電力のみ上記要件が追加されております。

際には、双方合意とするために協議を実施しており、代表契約締結においても同様に考え、連帯責任に関して双方の認識に齟齬がないことを確認するため「協議が整った場合」としております。従って、連帯責任に関して協議することで契約者からの申し出を一般送配電事業者が一方的に否定することはありません。代表契約者制度の場合、同一接続供給契約の全ての契約者さまと連名で契約書を締結し、また、契約者追加の申込みを頂いた場合も、当該接続供給契約に含まれる全ての契約者と連名で契約書を締結しております。当該契約書においては、契約者との協議にもとづき、具体的には金銭債務の支払い方法、計画の提出方法などの事項を約しておりますが、H28.4以降で協議が整った場合でもインバランス料金については連帯債務がなくなるものではございません。今後も、事後のトラブル防止の観点からも、全ての契約者と約した証憑として連名の契約書を締結いたします。

- ・＜東京電力の回答になります＞ 東京電力エリアの今後連系を予定する発電機のみが対象となるその理由につきましては、弊社分社化に伴い弊社発電部門も1発電事業者となることから、要件化しない場合には、周波数調整機能が具備されず不足していくおそれがあるため、要件化をお願いするものです。「変更される機能の必要性の根拠」につきましては、当社エリアでは今回お示しした機能を用いて周波数調整しておりますので、全て必要な機能となります。対象とする電源規模を250MW以上とした理由につきましては、当社の周波数調

す。他電力会社では系統安定上必要な要件として、周波数調整機能と必要な信号を送受信できる機能までを要件としておりません。東京電力エリアの今後連系を予定する発電機のみが対象となるその理由について根拠を明示すべきと考えます。また、他電力会社でも同様の要件変更がなされた場合に妥当性を確認するためにも、変更される機能の必要性、対象とする電源規模を 250MW 以上とした理由についても根拠を明示すべきと考えます。要件適用対象電源については、2016/4 以降、既存の電力会社向け卸電源が契約満了により小売事業に活用した場合でも遡及的な機能・費用追加がないものと考えます。

- ・ 30 損失率について、低圧（需要側）で供給する場合の損失率が 8.7 パーセントとされているが、これは特別高圧の電源から低圧の需要に供給される場合を想定しての損失率であると理解する。例えば、低圧の配電設備に連系された分散型電源から、隣接した住宅等の低圧需要に供給される場合の損失率はこの 8.7% よりも低いと考えられる。従って、このようなケースを想定し、電源が接続されている電圧別に損失率を設定すべきではないか。そうしないと、需要地に近い分散型電源が不利な扱いを受けることになり、公平性が保てない。なお、10kW 未満の太陽光発電所からの余剰電力を新電力が小売りする場合、損失率を 0% として扱っている実例（東京電力等）がある。

- ・ ト「当社は、30 分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後 4

時、調整機能具備の実態を基に 250MW 以上としております。なお、今回の調整機能具備は、託送供給等約款実施日（H28.4.1）以降に契約申込する発電機が対象で、既に連系している発電機は対象外です。

- ・ <電力会社の回答になります> 低圧の配電設備に分散電源を連系した場合でも、お客さまへの供給に係る変動については、上位にある大規模なネットワークからの電力により調整されており、特別高圧からの電力を全く使用しないということとはあり得ないと考えられることから、需要側の電圧別に損失率を設定しております。また、このたび制度内容を変更した近接性評価割引においては、上述の内容を踏まえ、低圧の割引単価を特別高圧に比べ高く設定しており、ご指摘の状況を踏まえた評価がなされているものと考えております。なお、いずれの会社においても、余剰電力の小売において損失率を 0% として扱っている事実はございません。

- ・ <電力会社の回答になります> （電力広域的運営推進機関で系統利用者の意見集約が行われていると聞いております

時まで契約者に通知いたします。」という、再生可能エネルギー発電設備の特別措置に関する運用について、前々日 16 時の通知では、太陽光発電等の発電量の予測誤差が大きくなりインバランス調整コストの増大が懸念される。一般送配電事業者が負担するインバランス調整コストは最終的には託送料金の上昇という形で国民の負担となるため、太陽光発電等の発電量の予測誤差は最小化されるような制度設計とすべきである。したがって、発電量調整受電計画電力量の決定と通知は、予測精度がより高くなる発電量調整供給実施日の前日 8 時までとすべき。

- 154 ページの近接性評価割引額並びに需要家設置の分散電源から供給する場合の託送料金について、1 キロワット時につき、受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合 60 銭、受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえ 100,000 ボルト以下の場合 43 銭、受電電圧が標準電圧 100,000 ボルトをこえる場合 22 銭となっているが、標準電圧 6,000 ボルト以下の場合、住宅地設置の太陽光発電設備のケースも想定され、そのようなケースでは割引額をより大きく設定すべき。理由は、住宅地内の分散電源から隣接した住宅等の需要に供給される場合、使われる送配電設備としては特別高圧等の上位の系統は除外すべきであり、その費用は含めるべきではないからである。また、住宅・店舗等の需要家に設置された分散電源から供給する場合、買っている電気の基本料金として使用する最大容量に相当する送配電設備の費用は既に支払っているにもかかわらず、逆潮（余剰）の電気に関しても託送料金として送配電設備の費用が課されるとすれば、2 重に支払うことにはならないの

が）気象予報会社から入手できる情報の時刻（前々日の 15 時頃）および系統利用者の市場利用の利便性を勘案の上、申請どおり前々日の 16 時とすることが適当と考えます。

- <電力会社の回答になります> 住宅地内の分散電源については、近くの需要に供給される場合もあれば、遠くの需要に供給される場合もあると想定されますが、電源と需要の紐づけに係る事務的コストが大きいことや、制度の簡明性の観点から市町村単位での設定としております。また、託送料金は需要地点におけるお客さまの電気のご使用に応じてご負担いただいております、逆潮流する電気について託送料金をご負担いただくことはありません。

か。使っている送配電設備の費用負担は、その流れる方向によらず、どちらか一方の使用する最大電力によって決定されるべきであり、逆と順の双方向で使用するからと言って、2重に負担させられるのは不公平と考えられる。

- 東京電力の「系統連系技術要件」では、平成28年4月以降に新設される25万kW以上の火力発電設備に対して、周波数調整機能の具備を系統連系の要件としているが、以下の観点から、現時点では、系統連系における発電設備への周波数調整機能具備の要件化は、時期尚早である。① 第7回制度設計WGでオブザーバー参加した東京電力が要望しているが、その是非を含めて詳細（仕様、対象発電設備、実施時期等）がWGの議論を経て整理された状況ではない。また、周波数調整機能を具備する電源、すなわち、調整力の定義、必要量等については、現在、電力広域的運営推進機関の「調整力等に関する委員会」で議論が行われている最中であり、まだ結論が得られていない。② 分社化されるという点で他電力会社との事情の違いはあるものの、送配電部門が必要とする調整力の確保が、喫緊に担保されないという状況ではない。（第6回電気料金審査専門会合にて、他電力会社からも同趣旨の発言あり）③ 周波数調整機能を具備することに対して、経済的に適切に評価される仕組みが現時点では明らかになっておらず、対価が得られなければ、発電事業者にとっては単に追加コストになるだけの恐れがある。

• P.23 15 供給および契約の単位（2）「当社は、原則として、1契

- <東京電力の回答になります> ①ご指摘の通り、第7回制度設計WGでお願いいたしましたが、調整力に関しては安定供給確保の前提としての要件具備の必要性についてご理解を頂いたものと考えております。②本件は、弊社分社化に伴い弊社発電部門も1発電事業者となることから、要件化しない場合には周波数調整機能が具備されず不足していくおそれがあるため、要件化をお願いするものです。③今回は、基本的に投資判断に影響を及ぼさない範囲で機能のみ具備して頂くことをお願いしています。

• <電力会社の回答になります> ご意見の内容は、約款上の

約者に対して1 接続供給契約を結びます」について、1 契約者が小売電気事業用の接続供給契約と自己託送用の接続供給契約の2 契約を締結できるようにするべき。・そもそも、自己託送は「ネットワーク利用の公平性確保に資するもので、需給ひっ迫したエリアへの自己託送は需給緩和につながるもの」として制度化された。複数事業所を持ち、分散型電源を複数所有している事業者は、小売電気事業を営むと、別途、自己託送制度を活用することができなくなり、制度趣旨に反するため。

- ・系統連系技術要件託送供給等約款別冊について、「東京電力が主張する 25 万 kW 以上の発電機に対する調整機能具備の要件化は、時期尚早であり、導入は見送るべき。必要な調整力確保量は、現在電力広域的運営推進機関で議論されていることに加え、電力システム制度設計において、電源入札や市場取引による調達（リアルタイム市場創設）の仕組みづくりが指向されており、市場を活用した調整力確保を実現する方向で検討が進んでいると認識している。調整機能具備の義務化で発電事業者に一律調整機能に関する負担を押し付けるのではなく、市場取引を通じた価格形成を進めることが制度設計の方向性と合致すると考えるため。他、以下の懸念が考えられる。①調整機能の具備にはコストアップが不可避であるが、発電者が得られる対価が不透明であり、投資回収の予見可能性が立たず、発電事業に参入しにくくなる弊害がある。このため、義務化するのであれば、発電事業者の対価の受け取りについても併せて議論するべき。②必要な調整力として確保すべき量が明らかになっていない中で義務化すると、過剰な調整力が用

原則外の扱いとして対応いたします。

- ・<東京電力の回答になります> 調整機能具備の要件化は、弊社分社化に伴い弊社発電部門も1 発電事業者となることから、要件化しない場合には、周波数調整機能が具備されず不足していくおそれがあるため、要件化をお願いするものです。①②今回は、基本的に投資判断に影響を及ぼさない範囲で機能のみ具備して頂くことをお願いしています。将来の市場創設時の取引につきましては、調整力（市場供出量）が多いほど価格変動も緩和され、取引は安定すると考えております。③今回要件化している仕様につきましては、コストアップが高額とならずメーカーや機種が限定されない仕様であることをメーカーや火力原子力発電協会に確認しております。

意され、将来の市場創設時の取引に支障をきたす可能性がある。
③発電機調整機能の詳細な要求水準によっては、コストアップが高額になる、対応できるメーカーや機種が限定されるなどの可能性があることから、設備調達コストや機器選定の自由度に影響を及ぼす懸念がある。

・ 9. 検討及び契約の申込み (3) 契約の申込みについて、接続供給契約の申込にあたっては、「需要場所（供給地点特定番号を含む）」を明らかにして申込みを行うべき旨が規定されているが、実務上は引越先の再点等、需要家及び契約者が供給地点特定番号を知り得ないケースが発生することが予想されるため、供給地点特定番号が不明の場合は、送配電事業者の責任及び負担において需要場所の供給地点特定番号を調査する旨を明確にすべき。

・ 19. 接続送電サービス (2) 接続送電サービス契約電力等について、(イ) 及び (ロ) を合わせ読むと、契約者の希望により、実量制と主開閉器制（60 アンペア未満の場合はアンペア制）を自由に選択できるように読めるが、いったん実量制を選択した場合であっても、1年以上経過すれば主開閉器制を選択できるという解釈でよいか確認したい。仮に当該解釈が誤りである場合には、いったん実量制を選択した場合は主開閉器制に戻すことができない旨を明確に規定すべき。

・ <電力会社の回答になります> 供給地点特定番号は、検針票等により予め需要者等に通知することとしておりますので、原則、契約者より供給地点特定番号を明らかにして申込みを頂きたいと考えております。また、供給地点特定番号が不明の場合は、スイッチング支援システムには供給地点特定番号検索機能がありますので、住所等から検索のうえ、当該番号を特定してください。なお、それでも特定することができない場合については個別にお問い合わせを頂きたいと考えております。

・ <電力会社の回答になります> ご解釈の通りです。

・ 19. 接続送電サービス イ (ロ) a 接続送電サービス契約電流について、接続送電サービス契約電流の決定方法については、契約者の申し出たアンペアに制限するために、送配電事業者の判断により、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることとなっているが、両者の電流制限機能に差がある場合には、同一料金を負担しているにも関わらず使用条件に差があることとなり需要家間の不公平が生じるため、両者の電流制限機能（遮断条件、復帰条件）に差がないことを確認したい。

・ 19. 接続送電サービス (3) 接続送電サービス料金 (ホ) 動力標準接続送電サービスについて、動力標準接続送電サービス料金について、対応する電力会社の小売料金メニューである低圧電力の標準的な使用形態として東京電力が料金値上げ認可申請時に公表しているモデル（8 kW、470 kWh/月）に適用すると12.6円/kWhとなる一方で、電灯標準接続送電サービス料金について、対応する電力会社の小売料金メニューである従量電灯Cの標準的な使用形態として東京電力が料金値上げ認可申請時に公表しているモデル（12kVA、960 kWh/月）に適用すると9.1円/kWhであり3.5円/kWhの格差がある。同モデルにおける小売料金の格差は2.3円/kWhであり、託送料金の方が格差が大きいことは、動力の負荷形態が夏季尖頭時最大への寄与が大きい点があるとしても合理的ではないため、既に経済産業大臣の認可を受けた小売料金設定における電灯・動力の格差水準と整合させるべき。

・ <電力会社の回答になります> 条件には差はありませんが、以下の通り復帰方法には差があります。電流制限器の場合、お客様によりブレーカーをONすることで復帰となりますが、電流制限機能を有する計量器の場合は、一定時間経過後に自動的に復帰（再送電）となります。但し、後者の場合でも、過負荷状態が解消されず、遮断と復帰を短時間で一定回数繰り返した場合には、自動復帰機能が抑止されますので、お客様からのご連絡に基づき遠隔計器操作にて抑止機能をリセットし、上述の通り自動的に復帰となります。

・ <電力会社の回答になります> 低圧供給において、供給約款・選択約款と様々な小売料金メニューがある中、供給約款の代表的な小売料金メニューと、電灯・動力別の低圧供給全体を対象としている託送料金とは一概に比較できないと考えます。

・ 3 4. 保証金について、(1) ニに保証金には利息を付さない旨の規定があるが、一般送配電事業者の裁量で保証金を預かるか否かが決定されるという保証金の性格に鑑みても、現行の託送供給約款規定のとおり、保証金には利息を付すこととすべき。

・ 3 5. 連帯責任 および 4. 代表契約者の選任について、前項目に関連して、現行実務では連帯責任の規定を根拠に、代表契約者制度を活用する場合には、契約者全員が連名で1枚の契約書とすることを一般電気事業者から求められているが、当該規定により連帯責任としない場合には代表者契約制度を活用する場合であっても連名で1枚の契約書とすることは求めない旨を確認したい

・ 5 2. 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算 (1) イ (イ) 低圧で供給する場合について、電灯送電サービスの新設または契約電力増設後1年未満で契約電力を減少または消滅した場合に10%割増単価適用による臨時精算を行う旨が規定されているが、東京電力の供給約款では従量電灯Bは臨時精算対象外とされており整合性が確保されていないため、接続送電サービス契約においても契約60A以下の場合には臨時精算

・ <電力会社の回答になります> 業務効率化の観点から利息を付さないこととしております。なお、これまで保証金を申し受けた事例はございません。

・ <電力会社の回答になります> 代表契約者制度の場合、同一接続供給契約の全ての契約者さまと連名で契約書を締結し、また、契約者追加の申込みを頂いた場合も、当該接続供給契約に含まれる全ての契約者と連名で契約書を締結しております。当該契約書においては、契約者との協議にもとづき、具体的には金銭債務の支払い方法、計画の提出方法などの事項を約しておりますが、H28.4以降で協議が整った場合でもインバランス料金については連帯債務がなくなるものではございません。今後も、事後のトラブル防止の観点からも、全ての契約者と約した証憑として連名の契約書を締結いたします。

・ <電力会社の回答になります> 小売全面自由化に伴い、託送供給における供給地点間の公平な取扱いが肝要なことから、一律、臨時精算の対象としております。

	<p>対象外である旨を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 53. 解約等について、料金未払い等による解約の場合には、契約者に対する文書通知の規定がある一方で、需要家移転等で電気を使用していないことが明らかであると送配電事業者が判断した場合の解約に関しては、契約者への通知にかかる規定がないが、小売電気事業者としては自らの廃止申込によらずに接続供給契約が解約となった上に通知もないということでは小売契約の解約等の業務に支障が生じるため、需要家移転等で電気を使用していないことが明らかであると送配電事業者が判断した場合の解約についても、契約者に対する文書通知を規定いただきたい。 ・ 託送供給等約款「44 託送供給等の停止の解除」において「(前略) 契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整契約を再開いたします。」とありますが、「すみやかに」は、どのように解釈すればよろしいでしょうか。本託送供給等約款に基づき、電気小売事業を実施するにあたり、自らの需要家に対して説明の義務があるため、ご教示いただければ幸いです。 ・ 託送供給等約款「43 託送供給等の停止」において、「(前略) 当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。」とありますが、一部の需要者のために、全ての託送供給が停止されることがあるという理解となりますでしょうか。それとも問題のある部分のみの停止となりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <電力会社の回答になります> 新規需要者が入居し、新規契約者から供給地点追加の申し込みが出された際に、現契約者に対して現需要者の確認や廃止手続き等に関して連絡を致します。(本規定については、現契約者とも連絡が取れない場合を想定しております。) ・ <電力会社の回答になります> 「すみやかに」とは、停止事由が解消され次第、停止解除作業の手配を行なうことを考えております。 ・ <電力会社の回答になります> 原則として、供給停止の起因となった地点のみを対象とすることを想定しております。
--	---	--

・託送供給等約款「78 検査または工事の受託」において、「(3) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。」とありますが、契約者（小売電気事業者）に通知なく、需要者が一般送配電事業者に工事を申し込むことができるという理解となりますでしょうか。例えば、需要家が建物内の電気設備の増設工事するために、一般送配電事業者に申し込みをするようなことがあった場合、一般送配電事業者から契約者（小売電気事業者）に対して、連絡はされるのでしょうか。仮にされないとすると、契約者の知り得ないうちに、契約内容が変わる可能性もあるということになりますので、ご配慮の程宜しくお願い申し上げます。需要者（および電気工事店）から申し込みができず、事前に契約者（小売電気事業者）を通すことを義務付けるという運用も考えられるとは思いますが、この場合、現行では、需要者（および電気工事店）から直接申し込みをすることが一般的だと思いますので、混乱を避けるため、需要家（および電気工事店）に対して、事前に入念な周知を実施して頂きますよう、お願い申し上げます。

・＜電力会社の回答になります＞ 保安上必要な電気工作物の工事において契約内容の変更が伴うことはありません。需要者から契約内容の変更を伴う工事を申し込まれた場合には、契約者（小売電気事業者）を通じて行なって頂くようお願いしております。